

広報

かわち

人口と世帯

人口 12,009 (-7)
男 5,711 (+5)
女 6,298 (-12)
世帯 2,622 (+3)
4月1日現在(前月比)

発行 河内村役場 編集 総務課広報係 発行日 昭和54年4月15日 No.121



(生坂小学校にて)

“がんばれ一年生”

六日は入学式 七日は入學式

四月六日・七日は、各小、中学校の入学式。

今年の入学者は、総勢三百二十一人。これまで家庭や保育所、幼稚園等にあつて、明るく伸び伸びと育ってきた児童たちも、この日はばかりはいくぶん緊張さみのようす。

「新東京国際空港」の開港にとともに航空機騒音に悩まされ続けてきた各施設も、今年度中には生坂小、源清田保育所を除く各施設に「防音校舎」が完成する予定です。

以前のように静かな環境の教室で楽しく勉強ができるようになるのもまもなくです。

“勉強に、スポーツに
ガンバレ 一年生”

4月号

一般会計は

暫定予算で

昭和五十四年度予算決まる

から

第1回 定例村議会

昭和五十四年度一般会計予算などを決める第一回定例村議会は、三月十二日から八日間にわたって開かれ、新年度一般会計予算、条例の改正など二十一日議案が審議された結果、河内村特別職議員の給与改正など四議案を否決、十七議案が可決されました。

なお、一般会計予算については、別掲の「暫定予算の説明」にあるようなことから四カ月の暫定予算となります。

予算編成の

基本方針

昭和五十四年度の予算編成については、国の予算編成方針を基調として、地域住民の生活安定と福祉向上の基盤となる社会基本の整備に努めるとともに、一般行政経費の節減合理化を図り、現下の

一般会計予算

一般会計暫定予算については、歳入については、過大評価のないように留意し、歳出については、経常経費の節減合理化を図り、特に物件費、補助金等の抑制に努め、人件費その他は期間に応じて計上、負担金は特に多額のものは半額を、その他は全額を計上しました。

歳入項目別内訳 (単位 千円)

款	予 算 額
村 税	91,651
地方交付税	452,311
分担金及び負担金	4,852
使用料及び手数料	4,034
国庫支出金	121,461
県支出金	5,484
財産収入	40
繰越金	41,784
諸収入	207
村 債	70,400
計	792,224

一般会計暫定予算

歳出項目別内訳 (単位 千円)

款	予 算 額
議 会 費	21,430
総 務 費	141,436
民 生 費	78,417
衛 生 費	60,911
農 林 水 産 業 費	81,087
商 工 費	784
土 木 費	41,804
消 防 費	13,072
教 育 費	335,874
公 債 費	15,409
予 備 費	2,000
計	792,224

審議議案

- △議案第一号▽ 可決
河内村特別職の職員給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- △議案第二号▽ 可決
河内村教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- △議案第三号▽ 可決
河内村消防団条例の一部を改正する条例 (団員報酬)
- △議案第四号▽ 可決
河内村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 以上四議案のうち、一号議案の一部と二号、三号、四号議案については、次回の村議会開催の時点で改めて検討し、再提出される予定です。
- △議案第五号▽ 可決
河内村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- △議案第六号▽ 可決
河内村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- △議案第七号▽ 可決
河内村国民年金委員設置条例の一部を改正する条例

厳しい財政事情に対応する健全な財政運営を行うことを目的として編成する方針であります。

国においては、石油危機以来の不況を克服し景気の回復を図るため、公共事業等を拡大してきましたが、安定成長下にあつては財源難のため国債発行が年々増加し、昭和五十四年度は三九・六％にも達し、財政の健全化が急務となり、税制の改正、公共料金の値上げ等を見込んでも総体的には十二・六％の伸びにとどまり、昭和四十年以降初めて抑制型予算となり、一般経費の抑制、補助金等の整理統合、公共負担の適制化等が実施される現状です。

河内村においても同様で、新東京国際空港に伴う騒音防止対策事業、生産基盤整備事業等の実施により公債費が増大し、財政事情は年々悪化する状況であります。本年は六月に任期満了となる村長選挙が実施されますので、暫定予算（四月、七月）を編成しました。

特別会計予算

歳入 事業勘定 (単位 千円)

款	本年	前年度	比較
国民健康保険税	181,801	158,169	23,632
使用料及び手数料	20	20	0
国庫支出金	268,944	225,433	43,511
県支出金	403	361	42
繰入金	3,000	3,000	0
繰越金	26,000	6,000	20,000
諸収入	131	131	0
計	480,299	393,114	87,185

歳出 事業勘定 (単位 千円)

款	本年	前年度	比較
総務費	25,792	24,130	1,662
保険給付費	450,477	365,224	85,253
諸支出金	30	30	0
予備費	4,000	4,000	0
計	480,299	393,384	86,915

歳入 施設勘定 (単位 千円)

款	本年	前年度	比較
診療収入	42,240	41,829	411
使用料及び手数料	96	96	0
国庫支出金	1	1	0
県支出金	1	1	0
繰入金	4,000	4,000	0
繰越金	10	10	0
諸収入	250	160	90
計	46,598	46,097	501

歳出 施設勘定 (単位 千円)

款	本年	前年度	比較
総務費	37,733	37,263	470
医療費	8,665	8,632	33
予備費	200	200	0
計	46,598	46,095	503

歳出 (単位 千円)

款	項	予算額
1.総務費	1.総務管理費	74,458
2.給食費	1.給食材料費	50,412
3.予備費	1.予備費	200
計		125,070

歳入 (単位 千円)

款	項	予算額
1.繰入金	1.他会計繰入金	74,258
2.繰越金	1.繰越金	1,700
3.諸収入	1.雑入	48,712
4.国庫支出金	1.国庫負担金	400
計		125,070

水道会計については次ページに掲載

給食センター会計

国民年金委員には、民生委員の職にある者をもってあてると定められていますが、それぞの任期の違いを改め、国民年金委員の任期を二年でなく三年としました。

△議案第八十号ノ
一可決！
昭和五十三年度一般会計、国保特別会計、簡易水道特別会計の補正予算（本文中に掲載）

△議案第十一十四号ノ
一可決！
昭和五十四年度一般会計（暫定予算）、国保特別会計、簡易水道特別会計予算（一カ年）。本文中に掲載。

△議案第十五号ノ
一可決！
固定資産評価審査委員会委員の選任について
本橋 本司氏（金江津）を
選任。

△議案第十六号ノ
一可決！
県南地域広域的水道整備計画の同意について
△議案第十七号ノ
一可決！
村道路線の認定について
新に、次の四路線が村道に認定されました。

◎金江津字網代場三六三九の一七番地先
◎七〇番地先まで
◎源清田字新橋一六七五番（次ページ下段につづく）

昭和五十三年度

各會計補正予算

(収入)		(単位 千円)
款	項	予 算 額
1.事業収益		65527
	(1)営 業 収 益	60526
	(2)営業外収益	5001

(支出)		(単位 千円)
款	項	予 算 額
1.事業費用		65,527
	(1) 営業費用	59,154
	(2) 営業外費用	6,173
	(3) 予備費	200

一般會計

歳入・歳出それぞれ
三千四百八十八万一千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を歳入・歳出それぞれ二十三億二千四百四十万円としました。

補正された主なものは

総務費三百七十七万円、衛生費千六百三十三万円、農林水産業費千二百七十三万四千円、商工費十七万円、消防費五万五千円、教育費六百九十二万七千円がそれぞれ増額され、議会費九十八万二千元、民生費三百三十万四千元、土木費八万一千円が減額されました。

特別會計

歳入・歳出それぞれ二百七十五万円を減額し、予算総額をそれぞれ四千三百九十四万三千円としました。

補正された主なものは、歳入では繰入金が千五百七十二万八千円増額、診療費収入千七百八十八万円が減額に、歳出では総務費が二百十五万二千円の減額になりました。

水道会計

収益的収支の予算において歳入・歳出それぞれ九百八十

水道會計

(前ページから)
地先」字中曽根一七三番地先で

⑤ 金江津字広島六四五の二二番地先」字広島四一四六の七五番地先まで

⑥ 金江津字五枚畑四四五の一番地先」字五枚畑四三二一番地先まで

⑦ 議案第十八号「可決」河内村常総船橋(渡船施設事業特別会計条例を廃止する条例

常総大橋の開通に伴い廃止
議案第十九号「可決」
教育委員会委員の任命について

(収入)		(単位 千円)
款	項	予算額
1.資本の収入		73
	(1)固定資産売却費	73

(支出)		(單位 千円)
款	項	予算額
1.資本の支出		6,967
	(1)建設改良費	2,713
	(2)企業債償還金	4,054
	(3)予備費	200

税八十五万三千六千円、娯楽施設利用税交付金四百八十七万一千円、分担金及び負担金二百六十八万八千八百円、使用料及び手数料四十万円、国庫支出金三千二百二十七万九千円、県支出金八百二十六万一千円、諸収入二千六百四十七万四千円がそれぞれ増額され、地方交付税で三千五百二十八万円、村債で千二百二十万円が減額されました。

$$\begin{array}{c} \wedge \\ \text{歲} \\ \vee \end{array}$$

国保会計

(事業勘定)

(施設勘定)
歳入・歳出それぞれ二千万四千円を追加し、予
算総額をそれぞれ四億二千二百八十八万九千
円としました。また、歳補正された主なもの
は、歳差支金千五百六十三万一千円がそれぞ
れ増額に、一方一千万円がそれぞれ減額にな
りました。

歳については、受託工事料九百八十二万五千円を増額その内訳は、県営は場整備工事の内に伴う水道管移設工事料九百三十四万三千円、受託工事料四十八万二千円の増額で、歳出については、業務費十六万五千円、受託工事費九百六十六万円の増額で、業務費十六万五千円は水道使用料の託工センター投入費です。受託工事費九百六十六万の内訳は、県営は場整備事業に伴う水道管移設工事費（金江津中）・研修所間五百万円、和銅谷町宅宅・五条野間九十万円、猿島・大鍋間三百七十六万円です。

(前ページから)

地先」字中曾根一七三三

地先」字中曾根一七三三

◎ 金江津字広島六四五の一
二番地先」字広島四一四
六の七五番地先まで

◎ 金江津字五枚畑四二三
の一番地先」字五枚畑四三
一一番地先まで

△ 議案第十八号V可決

河内村常総船橋(渡船施設
事業特別会計条例を廃止する
条例

常総大橋の開通に伴い廃止
△ 議案第十九号V可決ノ
教育委員会委員の任命につ
いて

田仲(一男氏(十三間戸)
が任命されました。

△ 議案第二〇号V可決

河内村収入役の選任につ
いて

現収入役、雑賀 莊一氏が
再任されました。

△ 議案第二十一号V
可決

河内村農村地域工業導入東
部工業団地、土地譲渡契約に
ついて

・ヤヨイブレハブ株式会社
・東京都調布市下石原一の六
の一

に譲渡決定

面積 四、七三六㎡
金額 四千三百五十万円

昭和五十三年度

河内村事業概要報告

地方財政の危機が叫ばれ、きびしい行政運営を強いられている地方自治体の中にあつて、河内村は、「河内村総合整備計画」に基づく、豊かで、明るく快適な村づくりを進めるための着実な歩みを進めてまいりました。ここでその概要をお知らせします。

一、農業生産基盤の整備

- (イ) 水田整備事業
○ 泉宮河内東部 六十四ha
○ 金江津、長竿土地改良区管内ほか

- (ロ) 泉宮新利根地区四十九ha
(新利根川土地改良区管内)

(ハ) 農道舗装事業

- 十路線 六、三五八m
○ 農免道路 一路線(十三間戸)下加納(四、四二〇m)

(ニ) 暗渠排水事業

- 泉宮河内地区 三一八ha
(農田新利根土地改良区管内)

(ホ) 団体営事業

- 三三ha
(手裏地区) 水田高度利用

二、農業振興関係事業

- (イ) 麦作振興(作付促進) 五二、四ha

三、生産基盤の整備

(イ) 村道舗装

- 十八路線 四、八七七m
(田園都市建設道路舗装五路線 一、三二三m)

(ロ) 田園都市建設

- 各種検診 延べ五、一一〇人
(疾病予防事業)

(ハ) 疾病予防事業

- 各種予防注射 延べ二、八八九人が接種
(環境衛生対策)

(ニ) 環境衛生対策

- ゴミ処理一、三七〇万t
し尿処理四、四九八kl
(環境衛生対策)

四、社会福祉対策

- (イ) 老人健康診査 延べ七四〇名が受診
(老人クラブ助成)

三十七クラブに助成

- (イ) 老人医療費支給 九一〇名

- (ロ) 福祉電話の設置

- (ハ) 児童福祉 保育園児 二五九名

五、教育施設の整備

学校教育

- (イ) 小学校周辺の整備 生板・長竿・金江津小
(中学校の整備(体育館) 河内中、金江津中

社会教育

- (イ) 公民館事業 各種教室の開催(料理、運動など)、花いっぱい運動、公民館祭など

(ロ) 社会体育

- 球技大会を春・秋二回開催、延べ一、二二二チームが参加。親子スキー教室、富士登山など

六、防音施設整備

河内中学校(一部改築)

- 建物面積 三、一六八㎡
源清田小学校(新築) 建物面積 二、三〇一㎡

金江津中学校(一部改築)

- 建物面積 二、三五八㎡
共同利用施設 建物面積 五八五㎡

その他、テレビ受信障害対策アンテナ取付一、一一一件

明るく住みよい村づくり

『農村総合整備モデル事業』

河内村の未来をつくる

今まで国や県の推進してきた農業関係事業の補助金ときえ、土地基盤整備なり、農業近代化に伴うものが中心でしたが、最近では、生活環境の整備についても考えられるようになってきました。たとえは、「集落の生活排水、集落道路、集落民の憩いの場」などです。モデル事業は、ひとことで語れば、村の現状からみて、将来のために何をやるべきなのかという問いかけでもあるわけです。

将来性と魅力あるプランづくり

河内村では、現在、村総合計画、農村総合整備計画の一貫として、農村総合整備モデル事業の実施計画を作成するべく準備をしています。すでにとなりの東村では、五十年より事業実施に入り、新利根村でも本年度より事業実施に入ります。

事業内容

事業内容については、関係機関のチェックもあり、採択要件を満たさなければなりません。当村が考えている概算事業費は十四億円程度を予定し、本年度中に計画、約十年間で実施することになります。補助金内訳は国五割、県二割の計七割で、あとの三割が村の支出になります。

これは、毎年一般財源で行われている事業がこのモデル事業の中で計画的に遂行できれば、村の財源圧縮が少なくすむということです。

当村でも、先進的な村づくりをしている各地の事例に学びながら、将来に向って「明るく住みよい村づくり」の出発点として「農村総合整備モデル事業」を位置づけ、積極的にとりくんでいきます。

プランづくりに、みなさんのご意見をお寄せください。詳しくは、産業開発課まで

国民年金は、農林漁業に従事している人や自営業の人、あるいはこれらの方の家族でほかのどの年金制度にも入ることができない、すべての人を対象にしています。

現在、国民年金に加入している人や、過去に加入していたことのある人が、年をとったり、障害者になったり、死亡したときに、その加入者や家族などの生活の安定をはかることを目的としています。

国民年金の知識

加入には当然加入と任意加入

国民年金の加入者には、必ず加入しなければならない「当然加入」と、本人が希望すれば加入できる「任意加入」とがあります。

① 当然加入者：当然加入者は、次の四つのすべてに該当する人です。

- (1) 日本国籍のある人
- (2) 二十歳～五十九歳までの人
- (3) 日本国内に住所がある人
- (4) つぎの⑦から⑨のすべてに該当する人

- ⑦ 厚生年金や共済組合などの被用者年金に加入していないこと。
- ⑧ 地方議会議員でないこと

② 任意加入者：任意加入者は、当然加入者の(1)～(3)の条件と次のいずれかに該当する人で、被用者年金に加入してない人です。

- ④ 前記の⑦～⑨に該当する人の配偶者であること。
- ⑤ 昼間部の学生でないこと
- ⑥ 任意加入者の(1)～(3)の条件と次のいずれかに該当する人で、被用者年金に加入してない人です。

- ⑦ 地方議会議員

- ⑧ 被用者年金の加入者、または、前記の⑦と④に該当する人の配偶者

- ⑨ 昼間部の学生

- ⑩ 当然加入者や加入を希望される任意加入者は、市区町村役場の国民年金担当の窓口で加入の手続きをしてください。

税の知識

確定申告を間違えたら

「修正申告」「更正の請求」をお早めに

△少なく申告していたとき
所得金額や税額の計算を間違えたため、納めた税金が多かったり、戻った税金が少なかったときには修正申告を。

△納め過ぎていたとき
所得金額や税額の計算を間違えて、税金を納め過ぎていたり、戻った税金が少なかったりしたときは更正の請求を

一年以内に。
△申告を忘れたとき
すっかり忘れていて確定申告を忘れた人は、すぐ申告を。早く申告すればそれだけ延滞税などの負担が少なくなります。
☆ 用紙などのお問合わせは各税務署・税務相談室へ。

四月から五月にかけては行楽のシーズン。ご家族そろってハイキングや旅行の計画を立てておられる方もおいて、しょう。
ところで、お出かけの際ぜひ準備されることをお勧めしたいのが、簡単な応急医薬品。
子どもなどが、虫に刺されたり、転んでひざをすりむいたりして、あわてることなく応急処置ができる、持っていると重宝する主な医薬品とケガなどの手当法は次の通りです。

● 応急医薬品
消毒薬、救急バンソウコウ、脱脂綿、ガーゼ、包帯、鎮痛薬、下痢止め、チューブ入り軟こう、目薬、それに小型ナイフ、ティッシュペーパー、など。
● 靴ずれ、マメができた時
水ぶくれになった部分の周囲をよく消毒してください。そのあと、消毒した針などでマメの下の方に穴をあけて、液を出します。そして、もう一度消毒してから、バンソウコウをはってください。
● すりむいた時
まず、きれいな水で皮膚についた泥や砂を洗い落とす。そして、脱脂綿などに消毒液をたっぷりしみこませて、よくふきます。
● 血のにじみ
方が少ない時は、ガーゼなどでおおう必要もなく、そのままにしておく方がよいでしょう。
● 血が激しくにじみ出る場合
合は、傷用の軟こうをガーゼに薄くぬって、バンソウコウで止めてください。
● 足首などをくじいた時
すぐに冷たいタオルなどで冷やしてください。その後は、できるだけ足を動かさないように注意し、なるべく早いうちに医師の手当てをお受けください。

行楽に

簡単な応急医薬品を



忘れていませんか バイクの自賠責保険

(共済)

事故を起こしてからでは遅すぎます



女性にも手軽に乗れること
などから、モーターバイクの
利用者が急増しています。

軽二輪自動車(総排気量一
二六CC〜二五〇CC)と原
動機付き自転車第二種(総排
気量一CC〜一二五CC)と原
に加入、最近、とくに増えて
きているのが、五〇CCクラ
スの原動機付き自転車第一種
です。

これらのモーターバイクは
全国で約一千万台といわれ
ています。

ところで、このようなモー
ターバイクの普及と歩調を合
わせるようにして増えている
のが、バイクによる死傷事故
です。毎年、約二百人がバイ
クにはねられて生命を落とし、

一万五千人以上の人がケガを
しているのです。

加入義務違反者 は免停処分

モーターバイクは、法律で
自動車損害賠償責任保険(自
賠責保険)・共済への加入が
義務づけられていますが、未
加入のバイクも多く、事故を
起こしても賠償金を払えない
などの問題が起きています。

そのため、加害者である当人
が自費したり、家族ぐるみの
返済に追われて家庭が崩壊す
などの悲劇を生んでいます。

このような悲劇をなくすた
め、バイクをお持ちの方は、
いま一度「保険契約証」の期

間をお確かめください。新車
購入のとき、一〜三年の保険
に入っている場合が多いです。
契約切れのまま走ってい
る場合が多いのです。

人身事故を起こし、何千万
円もの賠償金を請求されてか
らでは遅すぎます。

また、無保険、無共済で走
ると、六カ月以下の懲役また
は五万円以下の罰金で、さら
に違反点数六ポイントなり、免停
処分を受けます。

加入手続きは、最寄りの損
害保険会社、代理店(バイク
店、自転車店など)や農協で
どうぞ。

保険料(共済掛け金)は、
三年もので七千九百円です。
できるだけ早い加入を。

暮らしの中の 自治用語

統一地方選挙

今年は、四
年に一度の統
一地方選挙の
年です。今回
の統一地方選
挙の投票日は、
都道府県と指
定都市の選挙
月八日、指定
都市以外の市町村、特別区
の選挙については四月二十
二日です。

地方団体の議会の議員と
長の任期満了による選挙は
任期満了の前日三十日以内
に行うのが原則ですが、今
年は、全国の地方団体の議
会、九回目です。

今回の選挙は、昭和二十
二年に統一選挙が行われて
以来、九回目です。



5月11～20日 春の全国交通安全運動

交通ルールを守り

自転車を正しく安全に乗ろう

春の訪れとともに、本格的な行楽シーズンの開幕です。レジャーに体力づくりに、はたまたちょっとした外出の、足にと、婦人服や子供に人気をよんでいるのが、自転車です。自動車のように免許証がいらないわけですし、練習すればだれでも乗れる便利な乗り物ですが、心配なのは交通事故です。合図なしに急に道路に飛び出したり、斜め横断やUターンなど、自転車の交通ルール違反が原因での死傷事故が目立っています。一人一人が、正しい自転車の乗り方を身につけましょう。

交差点の正しいわたり方

交差点では、飛び出しがしばしば危険です。いったん止まるか、スピードを落とすとして、前後

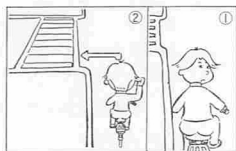
左折のとき

左折する自動車にはねられたり、後輪にまきこまれて死傷する事故がふえています。

自転車でも左折するときは、まず後ろの安全を確認してから、早目に左折の合図をして、できるだけ道路の左端に沿って徐行しながら曲がってください。

後ろに左折する車のあるときは、交差点の手前で一時停止して、車をやりすごしてから左折するようにしましょう。

また、歩行者の通行を妨げな



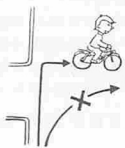
いように—

右折のとき

〈信号機のあてとき〉

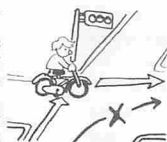
交差点を斜めに、対角線上を横断するのは、最も危険です。直進する車にはねられる恐れがあるからです。

まず、青信号で向こう側の角までまっすぐ進み、停止の合図をして、いったん止まります。



〈信号機のあてとき〉

降りて自転車の向きを右に変え、正面の信号が青になるのを待つてから、発進の合図をして進んでください。



最初に右折の合図をしてから交差点の向こう側までまっすぐ進み、スピードを落としながら前後左右の安全を確認して、右に曲がってください。



体に合った自転車に乗ろう

子供さんに自転車を買って与えるときは、次の点に気を付けましょう。

① サドルにまたがってみて、無理のない姿勢でハンドルやブレーキが操作でき、両足先が地面につくか確かめる。
② 子供は、すくなくともからといって、体に合わない大きな自転車を与えるのは、事故のもとです。ご注意を。

自転車

安全に乗るためのポイント

“方向指示”は腕で合図を

反対側への斜め横断やシターンなど、直進中にいきなり進路を変えるのは、事故に結びつきやすく、たいへん危険です。

道路は、みんなが利用するものです。車も自転車も歩行者も一定のルールに従ってこそみんなの安全が保たれるのです。

自動車が左折、右折、停止をシグナル・ランプで他の車や歩行者に知らせるように、自転車利用者は“次の行動”について、早く正確に“腕の合図”をだすようにしましょう。

↑ 発進の合図

てのひらを下にして、右腕を横に水平に出します。発進は見通しのきく道路の左端で、前方と後方の安全確かめてからにしましょう。



発進の合図

← 左折の合図

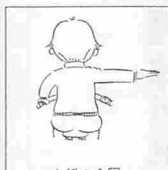


左折の合図

右腕をひじのところで曲げて、肩の線と直角になるように立てます。あるいは、左腕を横に水平に出してもかまいません。

→ 右折の合図

てのひらを下にして、右腕を横に水平に出します。



右折の合図

・ 停止の合図

右腕を斜め下に出します。停止するときは、急にブレーキをかけたりせず、とくに後方の車などに注意して、道路の左端に停止し、左側に降りましょう。



停止の合図

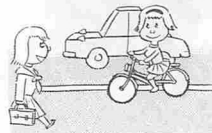
ただ、左手を使った場合、右手による前輪のブレーキしか使えず、倒れやすいのが欠点です。ブレーキは、左手側についている後輪のブレーキを中心にした方が安全です。

ろ そく たい 路側帯を 通ろう

歩道のない道路で、左端に白い線が引いてあるのを見たことがあるでしょう。この白い線から道路の左端までの帯状の部分を路側帯といいます。この路側帯は、歩行者の通行のために設けられたもので、三種類あり、このうち自転車が通ってもいいのは二種類です。

〔普通（路側帯）〕

一本の白い実線が引かれたもので、自転車も通れます。



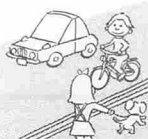
〔駐停車禁止路側帯〕

白い実線の左側に点線が引かれたもので、この路側帯も自転車は通れます。



〔歩行者専用路側帯〕

二本の実線が引かれたもので、これは歩行者専用という意味ですから、自転車は通行できません。ただ、歩いて自転車を押していくのは、かまいません。





ご存知ですか？

戸籍の請求方法

◎本籍を正確に覚えてください

本籍は番地（土地の番号）または番（住居表示制度による街区符号）で表わすことになっています。

◎戸籍謄・抄本の請求方法

戸籍謄・抄本の請求は、戸籍に記載されている人、その配偶者、直系尊属、直系卑属の方が請求する場合を除き請求理由を明らかにしてください。また、除籍謄・抄本の請求は、除かれた戸籍に記載されている人、その配偶者、直系尊属、直系卑属のほか、弁護士等の一定の資格者および相続関係を証明する必要がある方等に限定されています。

◎戸籍謄・抄本等の手数料

- ・戸籍謄・抄本…1通……200円
- ・除籍謄・抄本…1通……300円
- ・身分証明書……1通……100円
- ・諸証明 ……1通 ……100円

◎戸籍謄・抄本等は郵便でも請求できます

（請求方法）

- ・本籍と筆頭者の氏名（戸籍の最初に書かれている人）をはっきり。
 - ・謄本、抄本等の区別。（抄本のときはだれのものが必要か。
 - ・何通必要か。
 - ・請求理由を具体的に、また他人の戸籍謄・抄本を請求するときは、その方との関係もお書きください。
 - ・手数料と郵送料をお忘れなく。お急ぎのときは速達料を加えてお送りください。
 - ・手数料は必ず現金書留か、定額小為替で納めてください。郵便切手で手数料を納めることはできないことになっています。
 - ・送り先をハッキリ。
- 団地、アパート等にお住まいの方は、団地名、アパート名、居室の番号を必ずお書きください。

戸籍についてのご相談はご遠慮なくお尋ねください

河内村役場住民課戸籍係
電話 4-2111（代）

※金江津地区に本籍がある方は、金江津支所（42090）で取扱っています。

労働保険 労災雇用 の加入と 年度更新について

労働保険は労働者災害補償保険法に基づいて、従業員一人以上を使用する事業者はすべて加入することになっています（強制適用事業所）。

4月1日から新年度に入ります。未加入者は是非上の機会にお申出ください。

加入されている方は年度更新をお忘れなく。

（詳しくは河内村商工会までお問合せください）

お役に立てる制度スタート

『中小企業倒産防止共済』

中小企業者の方々にとって、経営上の災難、それは取引企業の倒産ではないでしょうか。取引先企業の倒産で受ける影響はいろいろありますが、なかでも売掛金債権の回収難が一番の問題です。

「中小企業倒産防止共済」は、このような困難に直面した中小企業の方々にお役に立てる制度です。

ご利用ください

『公証役場』

公証人作成の公正証書は金銭貸借、土地建物の賃貸借、交通事故の示談等の問題にも内容も明確で法律的にも信頼でき、後日の紛争防止に大変役立ちます。詳細は次の公証役場で

◎上浦公証役場（相光ビル四階）

上浦市富士崎1の7の21

電話 0298(21)6754

◎取手公証役場

取手市白山1の1の5

電話 02977(4)2569

5月1日～7日は憲法週間・法守りみんな明るくよい社会